

山梨県公報

第六百九十一号

令和八年

十月一日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

公告

○換地処分の実施（二件）

○基本測量の実施

○開発行為に関する工事の完了について

告示

山梨県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
北都留郡丹波山村字横まくれ二一〇七番 一地从から 北都留郡丹波山村字唐沢一八五四番一地从 先まで	旧	一〇・五 一六・二		一五・三
	新	八・二 一〇・六		一五・三

山梨県告示第二百七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県笛吹市芦川町鶯宿字新倉及び字天神原の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲われた土地の区域	
	番号	座標
天神原	一点	北緯三五度三二分五七秒三〇三二 東経一三八度三九分〇五秒四七〇八
	二点	北緯三五度三二分五七秒三八〇〇 東経一三八度三九分〇五秒三六三二
	三点	北緯三五度三二分五七秒四五二五 東経一三八度三九分〇五秒二〇七三
	四点	北緯三五度三二分五七秒六三〇〇 東経一三八度三九分〇五秒一八〇四
	五点	北緯三五度三二分五八秒五一七七 東経一三八度三九分〇四秒七六〇五
	六点	北緯三五度三二分五八秒六三一九 東経一三八度三九分〇六秒二三七九
	七点	北緯三五度三二分五八秒九八八四 東経一三八度三九分〇七秒二八七七
	八点	北緯三五度三二分五八秒七八七四 東経一三八度三九分〇七秒七七〇八
	九点	北緯三五度三二分五八秒七六二八 東経一三八度三九分〇八秒八二二三
	十点	北緯三五度三二分五八秒二四五五 東経一三八度三九分〇九秒二六六三
	十一点	北緯三五度三二分五七秒五〇〇七 東経一三八度三九分一一秒三三一一
	十二点	北緯三五度三二分五六秒九八八八 東経一三八度三九分一一秒一〇三二

十三点	十四点	十五点
北緯三五度三二分五八秒〇一七四 東經一三八度三九分〇八秒三四八七	北緯三五度三二分五七秒六三四六 東經一三八度三九分〇七秒九四一五	北緯三五度三二分五七秒三一三五 東經一三八度三九分〇六秒三一九七

公 告

◎ 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
経営体育成基盤整備事業（神金地区一工区）の換地処分を令和八年九月十六日実施した。

令和八年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

◎ 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
経営体育成基盤整備事業（神金地区二工区）の換地処分を令和八年九月十六日実施した。

令和八年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市
- 三 測量の期間 令和八年十月一日から同年十二月二十八日まで

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年十月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字柴休場千三百三十九番一、千三百三十九番六の一部、千三百三十九番七、千三百三十九番八、千三百三十九番十二、千三百三十九番十三、千三百四十番三、千三百四十番七、千三百四十四番、千三百四十五番三、千三百四十八番、千三百四十九番、千三百五十番一、千三百五十番三、千三百五十一番一、千三百五十二番一及び千三百五十三番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千三百三十九番一 株式会社ファミリーオート 代表取締役 渡邊 剛志